

労務ROAD

- 制服に着替える時間は労働時間？
- 健康保険の“被扶養者”が病気やケガをしたら…

河 本 社 労 士 事 務 所

(編集担当:伊藤)

〒541-0047 大阪市中央区淡路町 2-4-3 ISOビル7F Tel:06-6228-8555 Fax:06-6228-8556

制服に着替える時間は労働時間？

お客様より、『**制服に着替える時間は労働時間に当たりますか？**』という質問を受けることがあります。法的な答えとしては、『**制服に着替える時間が使用者の指揮命令下に置かれている**』場合は、労働時間に当たります。注意点としては、『**制服に着替える時間≠労働時間**』であるという点です。具体的な例としては、制服を自宅から着用してきてもいいし、会社の更衣室で着替えてもいいというように従業員に選択の余地を与えている場合、会社が着替える場所を指定している訳ではないので、使用者の指揮命令下に置かれているとは言えず、労働時間には当たらない、と解釈することになります。ただ、ケースバイケースであるので、判断に迷う場合は、社労士など専門家に確認するのが良いと思われます。



【労働政策研究・研修機構より】

健康保険の“被扶養者”が病気やケガをしたら…

健康保険では、被保険者(従業員)だけでなく、被扶養者(家族等)が病気になったりケガをした場合にも保険給付が行われます。今回は、この“被扶養者”への給付について紹介します。

◆ 傷病手当金

病気やケガで仕事を休み、給料が受けられない場合に支給される傷病手当金は、被保険者が受けられる給付で、被扶養者は対象外です。

◆ 高額療養費

同一月にかかった医療費の自己負担額が高額になった場合に一定金額(自己負担限度額)を超えた部分が後で払い戻される高額療養費制度は、被扶養者も対象となります。また、医療費が高額になることが事前に分かっている場合に医療機関に提示する「限度額適用認定証」も対象となります。

◆ 世帯合算

次に該当する場合には、自己負担額を世帯で合算することができ、その合算した額が自己負担限度額を超えた場合は超えた額が払い戻されます。

(※ここでいう世帯とは、健康保険の被保険者とその被扶養者です。)

- ・世帯で複数の方が同じ月に病気やケガをして医療機関で受診した場合
- ・一人が複数の医療機関で受診した場合
- ・一つの医療機関で入院と外来で受診した場合



【協会けんぽより】

仕事中に社長がケガをされた場合、補償(死亡・障害)は万全ですか？
詳細が気になる方は、河本社労士事務所併設の労働保険事務組合
「葛城経営研究会(06-6228-8755)」へご連絡下さい！！

6/14(水)14:00~16:00 阪急グランドビルにて、最新の金融機関の動向が分かる
セミナーを開催します！詳しくは、河本社労士事務所(06-6228-8555)まで！